

## 令和3年度包括外部監査結果報告に対する措置状況

### 監査の対象

令和3年度監査テーマ

「公有財産等の財産管理に係る事務執行について」

### 監査結果に対する措置状況

監査結果に対する措置状況は別紙のとおり

令和3年度 明石市包括外部監査結果に対する措置状況

報告書 ページ	担当部署	対象	指摘事項	措置状況	
1 P. 52	総務局 財務室 財務担当、管財担当	台帳管理	公有財産台帳と固定資産台帳に同一施設の情報があるが、記載内容が不一致となっているものがある。	公有財産台帳と固定資産台帳との情報の一致を確保するため、固定資産台帳の更新時に、マニュアルの徹底とチェック体制を構築し、固定資産台帳の精度を高めていく。	
2 P. 104	市民生活局 市民協働推進室 コミュニティ・生涯学習課	生涯学習センター あかし男女共同参画センター	次期指定管理者の選定は公募を予定しているとのことだが、現在の指定管理者は非公募で選定されている。このため指定管理料の妥当性をより意識して検証すべきであったが、十分な検証ができていなかった。	次期指定管理者の選定にあつては、指摘の内容を踏まえ、今年度、公募により事業者を選定する予定である。	
3 P. 119	市民生活局 産業振興室 産業政策課	南二見会館	外部の調査結果において石綿の調査状況が不明とあったことに対して、所管部局側で対応を失念していた。	ご指摘の後に、図面から施設で石綿が使用されていること、及び石綿の調査が未実施の施設であることを確認した。その後、早急に分析調査を実施し、石綿が含まれていないことを確認した。	
4 P. 123	市民生活局 産業振興室 農水産課	林崎漁港	本来施設の維持修繕のための機能保全計画が、実態を反映できておらず、計画の利用価値が実質的に形骸化してしまっている。	機能保全計画で定めている大規模補修に関しては、計画に沿った施設管理によりコストの平準化を図り、それ以外の市民生活や漁業活動の安全に必要な小規模修繕に関しては日常の点検により迅速に対応しながら管理していく。	
5 P. 124	市民生活局 産業振興室 農水産課	総務局 財務室 財務担当	林崎漁港	固定資産台帳の管理を所管部局側では行っておらず、台帳に掲載されている資産の網羅性が確保できていない。	固定資産台帳については、毎年一定時期に前年度の異動内容に応じて台帳の修正がないかの確認作業を全庁的に行っているが、台帳をより適切に更新するため、庁内の協力・連携体制を強化していく。
6 P. 127	市民生活局 産業振興室 農水産課	水路用地	2005年度に行った一斉点検により不法占用水路が多く存在していることが判明しており、家屋の建替え時や市民等からの通報を受けた際に随時対応しているものの、実態の把握が適時にできていない。	実態把握ができるような水路台帳システムを改良すべく、システム保守管理業務委託者と協議している。具体的には、令和4年度中に、対応の都度、システムに反映できるように協議を進めていく。	
7 P. 139	市民生活局 文化・スポーツ室 文化振興課	総務局 財務室 財務担当	明石市立文化博物館	取藏品が棄損するリスクを回避するため、法定点検で指摘のあった電流変圧器の更新推奨時期の経過については、早期に改善する必要がある。	定期点検での計測数値や他施設の同種設備の状況も考慮し、機器更新の必要性・重要性について改めて検討し、対応する。

報告書 ページ	担当部署	対象	指摘事項	措置状況	
8 P. 159	福祉局 財務室 財務担当	北庁舎(旧保健センター)	委託事業者と取り交わした市有施設包括管理業務委託契約書について、文言に誤りがあった。	2022年度の契約書において修正した。	
9 P. 163	福祉局 生活支援室 障害福祉課	木の根学園	過去に備品管理の見直しを行ったが、その際に、定期的に物品の実地棚卸を実施することについて協定書の見直しを行えていなかったため、貸与物品の実地棚卸の実施要請を指定管理者へ行えていない。	現行の協定書では、貸与物品の実地棚卸を実施する記載はないが、指定管理者には、貸与物品の実地棚卸を要請し、実施している。 令和5年度以降の新たな指定管理期間においては、協定書に実地棚卸を実施する内容を追加する。	
10 P. 172	こども局 こども育成室	総務局 財務室 管財担当	民間保育施設貸付用地	賃料について契約書で「不相当となったときは、将来に向かって賃借料を改定することができる」とされているが、不相当となったときの具体的な基準を契約書に明記する必要がある。	貸付料の改定については、担当者の恣意的判断を回避する内容の契約書定型書式を作成し、全庁的に周知した。 また、直近の固定資産評価額の変更に合わせて順次事業用定期借地権設定覚書を変更する際に、賃借料の改定に関する基準を明記する。
11 P. 224	都市局 道路安全室 交通安全課	駐輪場(賃貸)	駐車場整備費用が運営収支で償還されるまでは、市有地を無償貸与としているが、無償貸与先の収支状況の確認を行っていない。透明性確保の観点から、確認を行う必要がある。	協定書及び覚書の内容に、収支状況及び修繕計画の報告義務内容を追加し締結した。償還状況の把握にも努め、今後は透明性の確保と施設状況の確認を徹底する。	
12 P. 235	消防局 総務課	消防本部	緊急車両や連絡車などの車輛の使用記録簿への入力管理の不備が見受けられ徹底されていない。	連絡車、緊急車両ともに第三者チェックを組み込み、今後の車両運用の適切な管理を行っていく。具体的には係長や隊長級の職員が機関員に対し車両運用データ入力と確認の徹底を指導するとともに、新たにシステム設計した各車両の走行状況を確認するツールによる確認作業を実施（連絡車においては定期的に、緊急車両は業務終了時など）する。	
13 P. 237	消防局 総務課	総務局 財務室 財務担当	消防本部	固定資産台帳に未利用地として誤って登録されている物件があった。	登録時の誤登録と考えられ、固定資産台帳の次回更新時に正しい情報に修正する。
14 P. 237	消防局 総務課	消防本部	消防団の施設点検の実施方法について、実態と報告書の記載が異なっていたことから、実態に応じた報告書を作成する必要がある。	必要に応じて課内や消防局内の他部署職員に応援を依頼して管理者、点検実施者の複数名で施設点検を実施し、点検と報告の適正化を図っていく。	
15 P. 238	消防局 総務課	消防本部	林崎消防会館の貴崎自治会の利用に伴う光熱費の電気料金について、過去に口頭で負担関係を決めたが、それを示した書面の取り交わしができていない。	書面化を行うこととする。具体的には効率面と持続面の観点から自治会への影響を鑑み行政財産使用許可に盛り込む形とする。	